

令和5年8月22日  
三重県防災対策部

## 災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、次のとおり取り扱うこととする。

### 1 安否不明者及び行方不明者

県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者及び行方不明者に関する情報を原則として公表する。

ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

### 2 死者

県は、遺族の意向を尊重して、死者に関する情報を公表する。

ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

### 3 公表する情報

氏名、住所（市町村名及び大字名）、性別、年齢（発災時）

なお、氏名を非公表とする場合でも、住所（市町村名）、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

### 4 運用開始日

令和5年8月23日

安否不明者：災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者  
行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者  
死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者